

那須岳の噴火警戒レベル判定基準

令和2年10月15日現在

| レベル   | 当該レベルへの引上げの基準  | 当該レベルからの引下げの基準   |
|---|--|--|
| 5   | <p>【居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が切迫又は発生】<br/>次のいずれかの場合</p> <p>①大きな噴石が山頂から概ね2.5kmを超えて飛散するような噴火が切迫、あるいは発生</p> <p>②火砕流、融雪型火山泥流（積雪期）が居住地域に切迫、あるいは到達</p>  | <p>左記の条件を満たさなくなり、火山活動の低下が認められた場合には、レベルを引き下げる。</p>  |
| 4   | <p>【居住地域に重大な被害を及ぼす噴火の可能性】<br/>次のいずれかの場合</p> <p>①マグマの貫入を示唆する山麓で揺れを感じるような規模の大きな地震が多発、あるいは多量のマグマの上昇を示す顕著な地殻変動（噴火がある中で）</p> <p>②マグマの貫入を示唆する山麓で揺れを感じるような規模の大きな地震が多発するとともに、多量のマグマの上昇を示す顕著な地殻変動（長期間、噴火がない中で）</p> <p>③山頂から概ね2.5kmまで影響を及ぼす噴火の頻発</p> <p>④噴火の噴出物に、明らかに新鮮なマグマ性物質が含まれており、マグマ噴火の可能性があると判断した場合（レベル3に該当する噴火がある中で）</p> <p>⑤火砕流、融雪型火山泥流（積雪期）が流下し、居住地域に達する可能性</p>   | <p>同上</p>  |
| 3   | <p>【山頂から概ね2.5km以内の範囲に影響を及ぼす噴火の可能性】<br/>次のいずれかが観測された場合</p> <p>①山体で地震が急増するなど地震活動のさらなる活発化（レベル2への引上げの基準①よりも回数多あるいは振幅大）</p> <p>②浅部の膨張を示す明瞭で急激な地殻変動</p> <p>③振幅の大きな火山性微動が連続的に発生、もしくは頻発</p> <p>④低周波地震（BL型地震）の多発</p> <p>⑤噴煙量の更なる増加や、地熱域の拡大など熱活動の更なる高まり（レベル2に該当する火山活動の高まりがある中で）</p> <p>⑥山頂から概ね1.5km以内の範囲に影響を及ぼす噴火が繰り返し発生（火山活動が高まる傾向がある中で）</p> <p>【山頂から概ね2.5km以内の範囲に影響を及ぼす噴火の発生】</p> <p>⑦噴火が発生（大きな噴石の飛散範囲は山頂から概ね1.5kmを超え概ね2.5kmまでの範囲）</p> | <p>左記の現象が観測されなくなり、火山活動の低下が認められた場合には、レベルを引き下げる。</p>   |
| 2   | <p>【山頂から概ね1.5km以内の範囲に影響を及ぼす噴火の可能性】<br/>次のいずれかが観測された場合</p> <p>①山体で地震が増加（やや低周波の地震（BH型地震）を含む地震活動が活発化。目安：40回/24時間、もしくは100回/30日）</p> <p>②次の現象が複数観測された場合</p> <p>A) 山体で地震が増加（①の回数目安に達しない程度に増加）</p> <p>B) 浅部の膨張を示す地殻変動</p> <p>C) 火山性微動の発生</p> <p>D) 低周波地震（BL型地震）が複数回発生</p> <p>E) 噴煙量の増加、もしくは地熱域の拡大や出現など熱活動の高まり</p> <p>【山頂から概ね1.5km以内の範囲に影響を及ぼす噴火の発生】</p> <p>③噴火が発生（想定火口域内に影響する程度の噴火を含む。大きな噴石の飛散範囲は山頂から概ね1.5km以内の範囲）</p>                | <p>左記のいずれの現象も観測されなくなり、火山活動の低下が認められた場合には、レベルを引き下げる。ただし、地殻変動については変動停滞した段階、噴気や地熱活動については、活発化の傾向がないことが明らかになった段階、噴火後の地震活動については、活動の低下傾向が明瞭になった段階で引き下げる。</p> |
| <p>（レベル1の火山活動の状況）</p>   |  |  |
| <p>【火山活動に若干の高まりや異常が認められる】</p>   |  |  |
| <p>・噴気活動や地震活動に変化がみられたり、山体のわずかな膨張が認められたりする。</p>  |  |  |
| <p>【火山活動は静穏】</p>  |  |  |
| <p>・山体の膨張を示す地殻変動が認められず、噴気の高さは概ね200m未満、地震は一月あたり数回～十数回程度で推移する。</p>  |  |  |
| <p>・ここでいう「想定火口域」とは、茶臼岳山頂から半径500mの円内の領域をいう。</p>  |  |  |
| <p>・これまで観測されたことのないような観測データの変化があった場合や新たな観測データや知見が得られた場合はそれらを加味して評価した上でレベルを判断することもある。</p>   |  |  |
| <p>・レベルの引上げ基準に達していないが、今後、レベルを引き上げる可能性があるかと判断した場合、「火山の状況に関する解説情報（臨時）」を発表する。また、現状、レベルを引き上げる可能性は低いが、火山活動に変化がみられるなど、火山活動の状況を伝える必要があると判断した場合、「火山の状況に関する解説情報」を発表する。</p>   |  |  |
| <p>・火山の状況によっては、異常な現象が観測されずに噴火する場合もある。レベルの発表が必ずしも段階を追って順番通りになるとは限らない（下がる時も同様）。</p>   |  |  |
| <p>・各基準の番号は、「那須岳の噴火警戒レベル判定基準とその解説」において、「4. 噴火警戒レベルの判定基準とその考え方」で説明される番号に対応する。<a href="https://www.data.jma.go.jp/svd/vois/data/tokyo/STOCK/level_ki_junn/301_level_kaisetsu.pdf">https://www.data.jma.go.jp/svd/vois/data/tokyo/STOCK/level_ki_junn/301_level_kaisetsu.pdf</a></p> |  |  |